

平成28年度

事業計画書

常総市社会福祉協議会

# 平成 28 年度 事業計画

## 基本方針

27年9月10日の関東東北豪雨災害により、市域の約3分の1が浸水し、死者や負傷者等の人的被害や床上・床下浸水等の住宅被害のほか、農業や商工業、各種施設等に甚大な被害があり、生活地盤や地域の産業基盤等に深刻な影響を受けました。

住み慣れた地域での生活再建を希望する一方で、地域社会の復興は長い年月を要すると同時に人口の流出等で地域のあり方も変化し、本会の事業内容も地域社会の再建に合わせて、見直していかなければならない状況です。

このような状況を踏まえ、28年度は新たな組織体制を掲げ、被災における要援護者の支援や被災地域で行う交流（サロン）活動支援、災害ボランティア活動支援等の災害復興支援事業を推進してまいります。また、「災害ボランティアセンター」や「地域支えあいセンター」の運営や支援体制等の実践活動を今後の防災活動に活用していきます。

事業については、発災以降活動全般にわたり事業の全部又は一部を休止せざるを得ない状況でしたが、28年度は基本的に事業の再開をいたします。社協会費の協力依頼、共同募金運動については、自治会組織の整備状況を勘案し、実施していく方向で考えていきます。

また、第3次地域福祉活動計画の3年目となります。基本理念である『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』のために、行政をはじめ、地域福祉関係機関、団体等とさらなる連携強化を図りながら、積み残された課題に引き続き取り組み、住民の助け合い活動を進め、住民参加の福祉活動を支える中核としての役割を果たしてまいります。

## 事業推進重点事項

### 1 地域支えあいセンターの運営

「地域支えあいセンター」として、従来実施してきた業務と災害支援業務を一体として考え、運営をしていきます。また、各係や各業務で知り得た情報を集約し、情報共有の場を定期的開催して関係機関への情報提供や各係間の業務連携などに活かし、地域福祉を推進していきます。

### 2 被災世帯生活支援事業・災害地域復興支援の推進

新たに「生活支援係」を設け、生活支援相談員を配置し、被災世帯（被災地域とみなし仮設住宅及び公営住宅に居住する世帯）の要援護世帯に対し、定期的に訪問活動を行い、生活面や健康面などの助言及び相談業務や地域交流活動等コミュニティづくりに向けた活動支援を進めていきます。また、災害ボランティアの受け入れ体制を整備し、復旧・復興に向けた災害支援活動を引き続き推進します。

### 3 社協支部活動と生活支援活動の推進

地域における福祉課題の把握に努め、住民主体による地域福祉活動への参加促進と多様化、個別化するニーズに応える福祉活動の充実を図ります。

### 4 赤い羽根地域づくり応援成事業の推進

住民主体で地域の様々な地域福祉活動に取り組んでいる社協支部、団体、ボランティア等に地域の支えあい活動を応援する「赤い羽根地域づくり応援成金」（公募方式）を交付し、適切かつ効果的な活用を推進します。

### 5 ボランティア・市民活動センターの充実と災害対応にかかる防災活動支援

ボランティア市民活動センターの支援体制の充実を図り、活動の輪を広げます。また、今回の災害対応の経験を活かし、今後の防災活動に役立てられるよう「災害ボランティアセンター設置・活動マニュアル」の見直しや常日頃から防災意識に対する強化を図り、各団体の要望等に応じていきます。

### 6 地域福祉の拠点としての施設運営

指定管理を受けて運営している施設を、社協の特徴を活かした地域福祉の拠点として事業展開を図ります。

### 7 介護保険事業所等の質の向上

介護保険、障害福祉サービス事業者としてサービスの質の向上を図り、利用される方から信頼され選ばれる事業所を目指します。

「地域支えあいセンター」として、従来実施してきた業務と災害支援業務を一体として考え、運営をしていきます。また、各係や各業務で知り得た情報を集約し、情報共有の場を定期的を開催して関係機関への情報提供や各係間の業務連携などに活かし、以下の事業を推進していきます。

## I 住民が共に支え合う活動を進めます

1. 誰もが地域福祉活動に参加でき、災害復興を含め地域に根ざした活動が続くよう支援します。

(1) 社会福祉協議会支部の支援

① 社協支部を中心とした体制整備と事業展開

ア 支部組織、運営の確立

支部役員会、社協事業説明会等の開催

イ 支部運営助成金の活用

支部研修会、福祉講座の開催

② 地域福祉の情報共有と活動の協働

ア 支部長等の研修会

イ 支部ブロック会議

③ 社協支部と連携・協働した事業推進

ア 福祉課題解決、見守り、サロン活動、支え合い活動

イ 福祉座談会の開催

社協支部単位で開催

2. ふれあい・助け合いの活動を推進します。

(1) 在宅福祉サービス「せいむ」

利用会員の募集、登録

協力会員養成講座の開催

協力会員の育成

サービス需給調整、連絡調整

機関紙の発行

(2) 被災世帯生活支援事業・災害地域復興支援

生活支援相談員の配置

被災世帯（被災地域とみなし仮設住宅及び公営住宅に居住する世帯）の要  
護者世帯に対し定期的に訪問して相談業務活動

地域交流活動等コミュニティづくりに向けた活動支援

災害支援活動

災害復興サポーターの募集、登録

ニーズ受付、活動調整

- (3) ほほえみネットワーク事業  
要援護者に対し、ほほえみネットワーク表の作成・管理  
家具転倒防止金具取り付け
- (4) お食事会  
ひとり暮らし等を対象とした会食型サロンの実施
- (5) ふれあい・いきいきサロン交流事業

3. 自分のまちを自分たちで支える活動を充実させていきます。

- (1) 共同募金運動への協力
- (2) 赤い羽根地域づくり応援助成事業の実施
- (3) 赤い羽根地域づくり応援助成事業審査委員会の開催
- (4) 歳末援護事業 要援護者（世帯）への支援、援助  
地域の実情を勘案しながら実施していく

4. 地域の情報を集め分かりやすく情報を発信し、福祉啓発を進めます。

- (1) 広報「ふくし JOSO」発行（年4回 全戸配布）  
広報委員会の開催
- (2) ホームページ運営  
定期的な更新や親しみやすいページ作り

## II 地域で元気に暮らす応援をします

1. 住み慣れた地域で、いきいきと生活できるよう支援します。

- (1) 高齢者訪問  
米寿達成者、100歳到達者及び最高齢者訪問
- (2) 高齢者スポーツ大会
- (3) 高齢者新春芸能大会
- (4) 常総市シルバークラブ連絡協議会事務局  
クラブ運営支援  
各種委員会の支援
- (5) 介護保険事業・障害福祉サービス事業
  - ① 介護保険事業の推進  
訪問介護  
居宅介護支援  
要介護認定調査  
介護予防訪問介護
  - ② 障害福祉サービス事業の推進  
居宅介護  
同行援護

## 重度訪問介護

- ③ 公的サービスの提供[受託事業]
  - 生きがいヘルパー派遣事業
  - 障害者移動支援事業

## 2. その人らしく地域で生活するための支援をします。

### (1) 常総市心身障害者福祉センター運営

障害者総合支援法に基づき「就労継続支援B型」の指定事業所として、身体・知的・精神に障がいのある方にリハビリ、生産活動の機会の提供、就労移行訓練を行う。

- ① 個別支援計画の目標達成に向けた支援
- ② 他機関と連携した一般就労への移行支援
- ③ 「工賃向上計画」に沿った作業の拡充
- ④ 社協のサービス（日常生活自立支援事業、身体介護・家事援助等）との連携
- ⑤ ボランティアと連携しながらより良い福祉センターづくりを目指す
- ⑥ 各種イベントへ参加し、福祉センターの情報発信、広報、PRを強化
- ⑦ 障がい者団体（3団体）の自立を支援

### (2) 常総市児童デイサービスセンター運営

児童福祉法に基づき、心身の発達に不安のある児童、生徒、その保護者に対し、相談及び個別的・集団的に必要な訓練指導を行う。

- ① 専門指導員による発達に応じた認知面や巧緻性、運動面、ソーシャルスキル等の指導
- ② 小集団の中での手遊びや体操、課題遊びを通して運動機能や社会性の育成
- ③ 衣類の着脱や排泄、食事指導等の身辺自立支援
- ④ 預かりサービスまたは、個別指導による余暇活動支援及び学力の維持向上、作業への取り組みの姿勢を育む
- ⑤ 就学の相談や懇談会、特別支援学校の見学会等の充実
- ⑥ 就学児の長期休暇時集団指導の充実
- ⑦ 医療機関や保育所・幼稚園、学校との連携強化
- ⑧ 施設環境の充実（水害により使用できなくなった石下分室の代替施設の確保）

### (3) 障がい者相談支援センターの運営

障害者総合支援法に基づき、「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」の指定事業所として、障がいを持つ人々の相談に応じ、情報の提供、サービスの調整を行う。

- ① 基本的な相談支援を行う。
- ② サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する。
- ③ 利用計画が適切であるかどうか、見直しする。（モニタリング）

#### (4) 「声の広報」発行事業

### 3. こころとからだを育む活動を地域ぐるみで進めます。

#### (1) 三坂児童館 水海道児童センター運営

子ども達に健全な遊びを提供し、健康を増進し、遊びを通して情操を豊かにする等、子どもの健全な育成に努める。また、地域住民の交流の場、ふれあいの場として活用できる事業を進める。

- ① 地域に親しみやすく、心地よい居場所の提供
- ② 地域の拠点となるサロン活動の推進
  - ア 子育てサロン
  - イ 高齢者サロン
- ③ 地域の世代間交流の促進
  - ア 地域住民が主体的に地域の子どもに関わる環境づくり
  - イ 母親クラブ活動
- ④ おもちゃの広場の拡充
- ⑤ ボランティア・市民活動センターとの連携
  - ア ボランティアの育成
  - イ ボランティアが活動しやすい環境づくり
- ⑥ 相談業務の拡充
  - ア 定例相談日の実施
  - イ 関係機関との連携
- ⑦ 広報紙の発行やホームページの活用による情報提供
- ⑧ エコ活動の推進
- ⑨ 施設環境の充実
- ⑩ 小学校、中学校等の関係機関との連携

#### (2) 交通遺児入学祝金支給事業

## Ⅲ 自分らしい生活を支援します

### 1. 自立した生活を支援します。

#### (1) 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的又は精神に障がいがある方に対し、在宅での日常生活を支援

生活支援員の育成

#### (2) 生活困窮者自立支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、家計に関するきめ細かい相談支援の実施

家計相談支援

- (3) 生活福祉資金貸付事業
  - 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を対象とする貸付
  - 失業等によって、生活が一時的に困難となった世帯への貸付(総合支援資金)
- (4) 小口貸付事業
  - 低所得者を対象に短期無利子の貸付(限度額5万円)
- (5) 火事見舞い
  - 全焼、半焼世帯に見舞金を支給
- (6) 福祉機器貸出事業
  - 車いす、歩行器、杖の貸し出し
- (7) 予約型乗合交通ふれあい号
  - ① 子どもから高齢者まで広く市民の外出を支援
  - ② 利用者への対応の充実
    - ア 利用者からの生活ニーズ発見
    - イ 関係機関、事業者との連携を強化

2. 一人ひとりの相談を受け止める相談支援体制を充実させていきます。

- (1) 心配ごと相談事業
  - ① 心配ごと相談(電話相談も実施)
    - 毎月第1火曜日 午後1時から4時
    - 第3火曜日 //
  - ② 法律相談
    - 毎月第4火曜日 午後1時から4時
- (2) 苦情解決のための窓口設置
  - 今後に活かせる苦情対応の体制づくり
  - 第三者委員会
- (3) 被災地域における復旧・復興支援
  - 生活支援相談員の配置
  - 被災世帯訪問活動
  - 災害支援活動
  - 被災地域交流活動支援
  - 情報発信活動

#### IV 人や活動がつながる応援をします

- 1. ボランティア市民活動を支援します。
  - (1) ボランティア・市民活動センター運営
    - ボランティア・市民活動センターだより「DO-MO」発行
- 2. ボランティア市民活動団体を支援し、ネットワークづくりを進めます。
  - (1) 常総ボランティア連絡協議会事務局



3. 地域を支える福祉人材の育成と福祉教育を進めます。
  - (1) ボランティア市民活動団体交流事業  
ふくし祭り
  - (2) ボランティア啓発・育成のための講座開催  
朗読ボランティア養成講座
  - (3) ボランティア・市民活動団体支援  
ボランティア支援の体制整備  
災害関連ボランティアやNPO団体との連携

## V 社協の基盤整備をすすめます

1. 地域福祉活動計画の管理  
第3次地域福祉活動計画管理委員会の開催
2. 事務局体制の整備
  - (1) 苦情解決のための窓口設置【再掲】  
第三者委員
  - (2) 組織体制強化
  - (3) 職場内外の研修体制の確立
3. 民生委員児童委員協議会との連携

## VI 安定した財源確保に努めます

1. 公費財源の確保
2. 会員会費制度の充実  
地域の実情を勘案しながら実施していく
3. 共同募金への理解と協力を推進  
地域の実情を勘案しながら実施していく